

新規市場開拓型ベンチャー初期支援事業 に係る企画提案公募要領

大阪府では、スタートアップ企業の成長を支援するため、「新規市場開拓型ベンチャー初期支援事業」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

本事業は、「平成 31 年 2 月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付の事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、効力は発生しません。

1 事業名

新規市場開拓型ベンチャー初期支援事業

(1) 事業の趣旨・目的

産業構造の大転換が見込まれるなか、大阪が持続的に成長していくためには、次代の産業を担うベンチャー企業を次々と生み育てていくことが不可欠です。

しかし、大阪は海外や首都圏などと比べ、ベンチャー成長環境に格差があり、ベンチャー企業のコミュニティが少なく、また、東京圏への流出が懸念される状況にあります。

このような状況に対し、大阪府では行政・経済団体との連携によりオール大阪でベンチャー企業がグローバルに成長できる環境「ベンチャーエコシステム」を整備し、国内外のベンチャー企業から大阪を起業・成長の地として選んでもらい、大阪から世界レベルのリーディングカンパニーの輩出を目指す取組みを進めているところです。

「新規市場開拓型ベンチャー初期支援事業」は、このような取組みの一環として、まだ世の中になく新たな価値を自ら創出し、急速な規模拡大を志向し、大阪からグローバルを舞台に市場を求める、スタートアップ企業及び起業前後の方を対象として、事業立上げ時に必要とされる専門的な支援プログラムを実施することとします。

※スタートアップ企業とは

既存の産業構造を転換する破壊的イノベーションにより新市場を立ち上げ、グローバルなマーケットを舞台に事業を急拡大（スケール）し、メガベンチャー、大企業に成長する可能性を秘めたベンチャー企業。個人経営・家族経営等のスモールビジネスの創業や、既存市場に参入するビジネスの創業・起業とは区別する。

(2) 業務概要

①連続講座運營業務

スタートアップ企業のための、マインドセット、事業構築手法、資本政策、チームアップ、マーケティングなどについて、支援対象者に理論を体系的に身に付けてもらう座学、共同作業

(ワークショップ)等の連続講座を実施。

②アクセラレーション業務

支援対象であるスタートアップ企業の成長ステージを着実に前へ進めるための、メンタリング・ネットワーキング、既存企業等との連携・協業を目的としたワークショップ等を実施。

※アクセラレーションとは

定期的・継続的な対話や助言によって自発的な成長を促すメンタリングや、他のスタートアップ企業や支援者等との人脈を作るネットワーキングなどの支援を通じて、スタートアップ企業の成長を加速させること。

③イベント実施業務

既存企業とスタートアップ企業の連携・オープンイノベーションを啓発・交流促進するイベントを実施。

④調査業務

全支援対象者に対し支援内容や効果に関する調査を実施。

(3) 委託上限額

9,819千円(税込)

2 スケジュール(予定)

2019年	3月8日(金)	公募開始
2019年	3月13日(水)	説明会開催
2019年	3月22日(金)午後5時	質問受付締切
2019年	4月8日(月)正午	提案書類提出締切
2019年	4月15日(月)午前	選定委員会
2019年	4月下旬	契約締結
2019年	5月上旬	事業開始
2020年	3月31日(火)	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

2019年3月8日（金）から2019年4月2日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を

除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。【最終日は正午まで】

イ 配布場所及び受付場所

大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課新事業創造グループ

住所：大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階

電話番号：06-6210-9492

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、商業・サービス産業課ホームページ（<http://www.pref.osaka.lg.jp/shogyoshien/shokishien/koubo2019.html>）からダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

エ 受付期間

2019年3月8日（金）から2019年4月8日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。【最終日は正午まで】

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類（以下、記載例）

ア 応募申込書（様式1：8部）

イ 企画提案書（様式2：8部）

審査の際の匿名性を担保するため、記名・押印等が必要な表紙等を除く企画提案書本文の記載にあたっては、提案者名等、提案者を特定できる文言を使用しないでください。

ウ 応募金額提案書（様式3：8部）

エ 事業実績申告書（様式4：8部）

オ 共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書（様式5：1部）

②共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）

③委任状（様式7：1部）

④使用印鑑届（様式8：1部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）

キ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）

ク ①法人登記簿謄本（1部）写し7部

・法人の場合に提出してください。

・発行日から3ヶ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から3ヶ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

- ・個人の場合に提出してください。
- ・発行日から3ヶ月以内のもの
- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ケ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3ヶ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

- ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 財務諸表の写し（8部：最近1ヶ年のもの、半期決算の場合は2期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

サ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が45.5人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
- ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は受付印不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）
- ・常時雇用労働者総数が45.5人未満の事業所の場合は、「障がい者の雇用状況について」を提出してください。（様式10：1部）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本（1部）、コピー（7部）それぞれ1セットずつA4紙ファイルに綴って、提出してください。

エ 紙ファイルの表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例> 「新規市場開拓型ベンチャー初期支援事業」提案書

株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

2019年3月13日（水） 午前10時00分から11時30分まで

(2) 開催場所（次ページ地図参照）

マイドームおおさか 4階 研修室（住所：大阪府中央区本町橋2番5号）

(3) 申込方法

ア 参加団体名、参加者職氏名、連絡先、参加人数を電子メールでお申し込みください。

（メールアドレス：shinjigyo@gbox.pref.osaka.lg.jp）

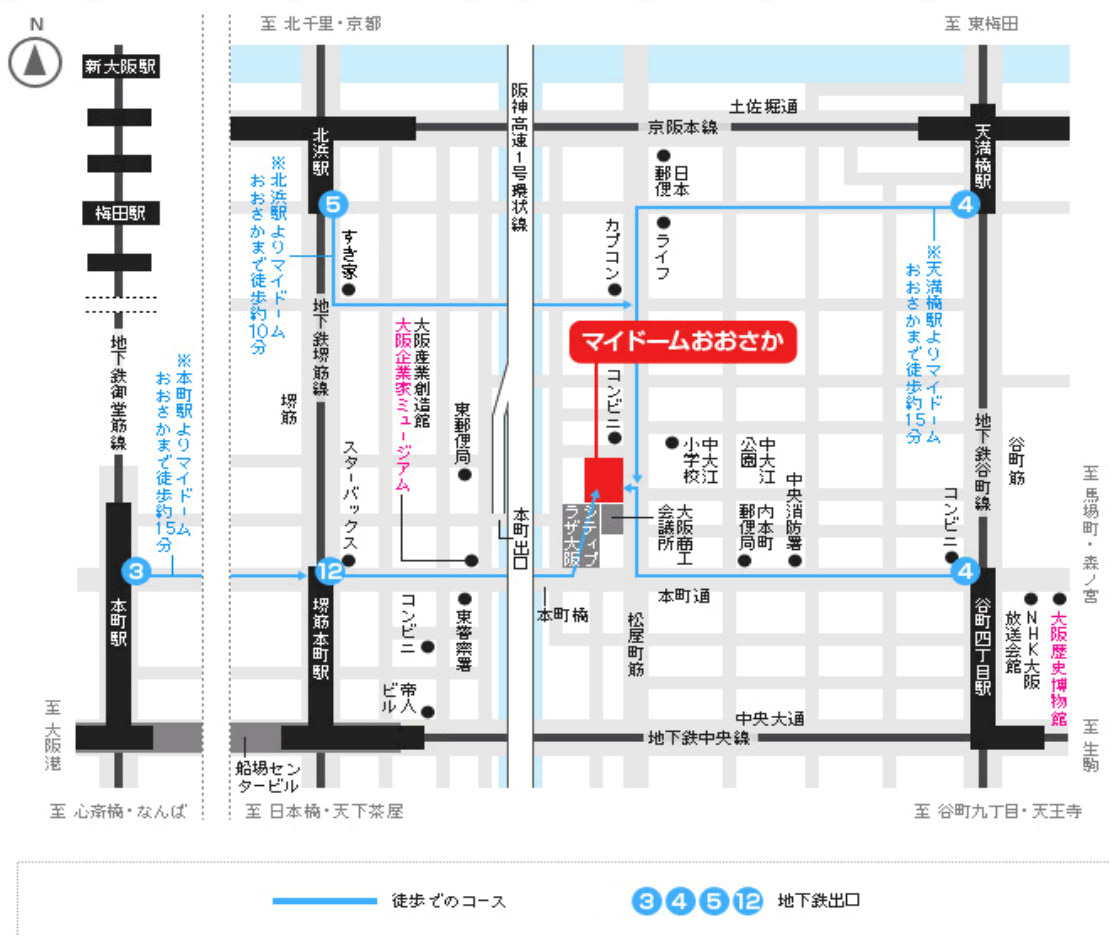
イ 「件名」に「【説明会申込：新規市場開拓型ベンチャー初期支援事業】」と明記してください。

ウ 口頭、電話による申し込みは受け付けません。

エ 会場の都合により、応募者1者につき2名まででお願いします。

(4) 説明会への申込期限

2019年3月12日（火） 正午まで



6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から2019年3月22日（金） 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（メールアドレス：shinjigyo@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 「件名」に「【質問：新規市場開拓型ベンチャー初期支援事業】」と明記してください。

イ 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。）

- ウ 電話、FAXでのお問い合わせはご遠慮ください。
- エ 質問への回答は商業・サービス産業課ホームページ
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/shogyoshien/shokishi/koubo2019.html>)
に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

- ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。(※実施基準8(5)参照のこと)
- イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。
プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。
- ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業目的及び事業内容の理解度、充実度 (別紙「仕様書」2(7)参照)	事業内容及び目的のほか、大阪におけるベンチャーエコシステム及びスタートアップ支援のあり方に関する理解・知識が十分にあるかどうか。	10点
講座設定・運営力 (別紙「仕様書」2(1)参照)	スタートアップ企業の起業前後に必要なメソッドを体系的に身に付け、受講者が事業(準備)をスタートさせられる連続講座の提案になっているか。	10点
メンタリング力 (別紙「仕様書」2(2)参照)	支援対象者に、スタートアップ企業としてのマインドセットはじめを効果的なメンタリング支援となる方法の提案となっているか。	10点
既存企業との連携・協業促進力① (別紙「仕様書」2(2)参照)	支援対象者が既存企業と深い関係を構築し、具体的な連携・協業につなげられる仕掛け・コンテンツ等の提案になっているか。	10点
既存企業との連携・協業促進力② (別紙「仕様書」2(2)参照)	スタートアップ企業との連携・社内リソースの提供・オープンイノベーションに積極的な既存企業の参画を促進する方法の提案になっているか。	10点
イベント企画運営力 (別紙「仕様書」2(2)(3)参照)	本プログラムの周知イベント、募集イベント、成果発表会、既存企業への啓発イベント等、各イベントを適切に企画運営できる提案になっているか。	10点
事業実施体制 (別紙「仕様書」2(5)参照)	事業を確実かつ効果的に実施する経験豊富なスタッフ配置・体制・メンター起用の外部ネットワークを備えているか。	10点
事業運営実績と成果 (別紙「仕様書」2(7)参照)	スタートアップ企業に対するアクセラレーションプログラムの運営実績やスタートアップ支援の豊富な経験、成果を有するか。	10点
府施策との整合	公正採用選考人権啓発推進員の設置状況への対応状況、障がい者雇用状況を確認する。	5点
価格点	価格点の算定式 満点(15点) × 提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	15点
合計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をホームページにおいて公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

①最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額

②全提案事業者の名称 * 申込順

③全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ

④最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント

⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥その他

最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

(3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しない。

(6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請（国（公社及び公庫を含む。）又は地方公共団体と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。